

建築基準法第44条第1項第2号による同意基準（会長専決同意基準）

平成17年 4月27日

松江市建築審査会承認

（目的）

第1 この基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号に該当する建築物については、松江市建築審査会会長の専決を受けることをもって、同建築審査会の同意を得たものとみなし、許可することができるものとする。

（適用の原則）

第2 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないことが基本である。

したがって、公益上必要な建築物で通行上支障がないと認めるものは本基準を適用するものとする。

（基準）

第3 次のいずれかに該当するものとする。

- 1、公衆便所
- 2、巡査派出所
- 3、その他これらに類する公益上必要な建築物

不特定多数の人に利用される公益性の高いもので、通行上の支障のない位置に配置される次の建築物等

- ① バス停留所の待合所
- ② 地下鉄、地下街等の出入口の上屋
- ③ 有料道路の料金徴収所、補修用材料置場、その他道路維持管理用施設
- ④ 自転車駐車の上屋